

## 特集1



## 「倒産」処理と消費者被害の回復

山本 和彦 Yamamoto Kazuhiko 一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、一橋大学法学部助教授を経て、2002年4月から現職。法制審議会倒産法部会幹事、同担保法制部会委員、消費者庁消費者裁判手続特例法等に関する検討会委員(座長)などを歴任



## ● はじめに

近時、消費者に大きな影響を与えるような事業者が倒産する事案が増えています。そこで、本稿は、「倒産」という事象はどのようなものか、それを処理する倒産手続はどのような意義を有するのか、その手続はどのような流れで処理されていくのか、それが消費者の権利や消費者との契約にどのような影響を及ぼすのか、倒産手続の債権者となる消費者がどのような点に留意すべきかなどについて解説します。

消費者が債権者となる倒産手続には、大きく2つのタイプがあると思われます。1つは、最初から詐欺的な商法が行われ、倒産に陥ることを事業者側もあらかじめ想定しているような事案(いわゆる悪質商法事案)であり、もう1つは、通常の事業者が経営に行き詰まって破綻し、消費者が巻き込まれるような事案です。本稿では両者をともに対象とします。

具体的には、次のような事例が想定できます。

## 事例1

商品先物取引業者Xについて、消費者Aが300万円の投資をした。Xは多くの資金を集めていたが、実際にはほとんど商品に投資はしておらず、まったく別の資産を購入したり、経営者が浪費したりしていた。Xの経営が悪化していることは週刊誌等でも報道されており、Aとしては少しでも投資金を取り戻したい。どうすればよいか。

## 事例2

中学受験塾を経営しているY株式会社は、授業料が月額5万円のところ、毎年1月に1年前払いすると、年間50万円に値引きをしていた。消費者Bは、どうせ1年間通うものと考え、2024年1月に50万円を支払ったところ、3月に突然塾が閉鎖された。Bとしては、既に受けた授業料分を差し引いても40万円は返してほしい。どうすればよいか。

このような事例を念頭に置きながら、倒産手続の意義や流れ、倒産手続における消費者の権利・契約の取扱いについて概観した後、最後に、倒産への消費者の備えについても考えてみたいと思います。

## ● 倒産手続の意義

まず、倒産手続の目的について説明しましょう。債務者が自らの資産で負っている債務をすべて弁済できない状態が倒産状態であり、この場合、債権者は強制執行で自らの債権を回収することができます。しかし、強制執行は早い者勝ちであり、情報収集力、資金力、弁護士に依頼する能力など様々な意味で力の強い債権者が事実上優先される結果になりやすいものです。また、強制執行は債務者の資産の解体を招きませんが、資産の一体性を維持したまま事業を再建できれば、より多額の弁済が可能な事案もあります。このような場合には、債権者の強制執行

を禁止することで、他の債権者の配当総額の増大や債権者間の平等を実現することができます。このように、強制執行というかたちではなく、債務者の資産の総体を清算し、またはその事業を再生することで、債権者全体に公平な配当や多額の弁済を可能にすることが倒産手続の目的ということになります。

もちろんこのような目的は、債権者間の話し合いや合意によっても実現できます。実際に、そのような合意による倒産処理の実例は多く、**私的整理**と呼ばれます。しかし、債権者の数が多い事案や債権者間の利害が対立する事案では、そのような合意形成はしばしば困難を伴います。その場合には、強制的な効力を持つ手続が必要となり、手続の主宰者には中立性が求められます。かつてはそのような債務整理に反社会的勢力(いわゆる「整理屋」)が介入し、不透明な結果を招くことも多かったのですが、国家機関である裁判所が手続に関与することで、不透明な私的整理を抑止できるようになりました。これが私的整理と倒産手続(**法的整理**ともいわれる)の差異であり、倒産手続の利点です。

倒産手続の種類(図)としては、大きくは、債務者の資産を清算して債権者に配当する**清算型**の手続と、債務者の事業を再建してその収益から債権者に弁済する**再建型**の手続とに分かれます。そして、清算型手続としては、株式会社に特化した**特別清算**手続と、より一般的な**破産**手続があり、また再建型手続としては、株式会社に特化した**会社更生**手続と、より一般的な**民事再生**手続があります。実際の利用件数は、2022年の司法統計年報によれば、破産70,602件、民事再生10,448件、特別清算287件、会社更生

2件となっています(全体の件数は減少傾向であり、最も多かった時期が、破産が2003年の251,800件、民事再生が2007年の28,326件)。ただ、その多くは消費者自身の破産であり、企業の倒産はその一部にとどまります(破産で5,620件、民事再生で97件)。消費者が巻き込まれる手続の多くは企業の破産手続ですので、次からは、破産手続を中心に解説し、必要に応じて民事再生等にも触れることとします。

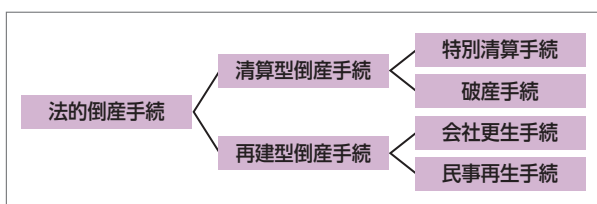
## ● 破産手続の流れ

まず、破産手続は当事者による破産手続開始の申立てに基づいて開始します。裁判所が職権で開始することはありません。破産の申立権者は、債権者及び債務者です。実際には大多数が債務者の申立てにより行われ、これを「自己破産」と呼びます。手続開始の要件を充たせば開始決定がされます。その要件として最も重要であるのは、債務者の財産状態に係る破産手続開始原因であり、債務を一般に弁済できない財産状態である「支払不能」が基本となります(支払停止により推定される)、法人については債務が資産を上回る状態である「債務超過」も開始原因となります(なお、民事再生は、再建型であるので、手続開始を前倒しするため、支払不能や債務超過のおそれや資金繰りの困難でも開始原因となる)。

破産手続が開始すると、手続の機関として「破産管財人」が選任されます(民事再生では、従来の経営者がそのまま手続を追行できるが、それを監督する監督委員が選任される)。破産管財人は通常弁護士から選任され、債務者の財産の管理処分権を全面的に掌握します。破産手続における財産(破産財団)の管理や換価、破産債権の調査など破産手続の中核的な役割を担います。

破産手続は、破産者の負債を確定し、その資産を換価して、配当していく手続です。そこで、まず破産者の負債の確定が必要となります。破産債権とは、破産手続の対象となる債権であり、

図 倒産手続の種類



破産手続開始前に発生原因を有する財産上の債権がすべて含まれます。その中で実体法的な優先権があるものは優先的破産債権、逆に手続的に劣後すべきものは劣後的破産債権とされますが、それ以外は一般の破産債権となり、平等に扱われ、債権額に応じて按分<sup>あんぶん</sup>で配当を受けます。破産債権者が手続に参加するためには、「債権届出」の必要があります。届出がされると、破産管財人や他の破産債権者による破産債権の調査がされ、誰からも異議が出なければ破産債権は確定しますが、異議が出されれば裁判所による査定決定及び異議訴訟の手続を経て確定します。なお、財団債権は随時優先して弁済されますが、それには手続追行のための費用(破産公告費用・管財人報酬等)のほか、一部の租税債権・労働債権が含まれます。さらに、特別の保護を受けるものとして、担保権(抵当権など)があり、別除権として、破産手続に拘束されず自由に権利の行使が可能とされます(ただし、再建を目的とする民事再生手続では別除権も中止命令や消滅請求が可能とされ、一定の制限を受ける)。

他方、破産者の資産については、破産管財人による換価の対象となりますが、それは基本的には任意売却等によります。なお、契約関係の処理として、双方未履行の双務契約については管財人が履行・解除の選択権を持ちます(破産手続では通常解除によって失効することになるが、再建型の民事再生では逆に履行が原則となる)。また、破産手続開始前に財産の無償贈与・廉売や一部債権者に対する偏頗<sup>へんぱ</sup>的な弁済等があったときは、破産管財人は否認権の行使によって財産の取戻し等を図ることができ、債権者への配当の増大や平等を確保します。

以上のようなかたちで破産債権の確定が行われ、資産の換価がされれば、換価金に基づき確定した破産債権に対して配当が実施されます(一部の換価がされた段階で行われる中間配当、換価がすべて終わった時点での最後配当等がある)。配当が終われば破産手続は終結しますが、

実際には、配当に至らずに手続が途中で終了する破産廃止の事件も多いです。手続の廃止には、手続開始決定と同時に(破産管財人も選任せずに)終了する「同時廃止」、一定の手続を行った後、破産債権者に配当するための十分な資産を得られずに終了する「異時廃止」があります。

他方、民事再生においては、再建型手続として、資産の換価等は行われず、既存の資産を用いて事業の再建をめざすこととなります。そこでは、将来の予想収益から再生債権に弁済をする再生計画を立て、それを実施することが目的とされます。すなわち、再生債務者によって再生計画案が提出され(再生債権者にも計画案の提出権が認められる)、再生債権者集会における再生計画案の議決がされ、債権者の頭数及び債権額の過半数の賛成によってそれが可決されれば、裁判所による認可決定がされ(ここでは、手続の適法性、計画の履行可能性や破産配当以上の弁済があるか等がチェックされる)、再生計画の履行の手続に入り、監督委員による3年間の監督等を経て再生手続は終了することとなります。

### 破産手続における消費者の権利・契約の取扱い

以上が破産手続一般の流れですが、多数の消費者を債権者とする倒産事件の処理は、現在の制度の下では様々な困難をもたらします。

まず、手続開始申立ての困難です。このような事案においては、債務者の側から自発的な破産申立ては期待できず、債権者申立てが必要となることが多いのです。その場合、消費者である債権者側には、破産手続開始原因の証明の困難や、予納金の調達納付の困難といった問題が生じます。現在は、代理人弁護士等の協力の下、様々な努力がされていますが、やはりどうしても申立てが遅くなりがちです。将来的な立法論としては、特定適格消費者団体の申立権を認めることや、後述の消費者庁(国)の申立権を認めるという議論などもあり得ます。



また、開始した破産手続において消費者の契約や債権はどのように扱われるかですが、まず消費者の債権については、自ら債権届出をする必要があります(なお、民事再生では自認債権の制度があり、再生債務者の側で債権を認めてくれれば、債権届出は必須ではない)、そのような債権届出も消費者にとっては大きな重荷となります。まず多数の債権者が存在する場合に、そもそも破産手続の開始を消費者に通知すること自体難しく、消費者が自ら届出をすることも困難です。実務上の工夫としては、メール等による通知やオンラインによる債権届出等が行われることもあります。第三者による債権届出の援助の制度化が必要かもしれません。

さらに、消費者の契約の取扱いとして、破産手続開始時に債務者がいまだ履行していない双務契約については、前述のとおり、破産管財人(再生債務者)が履行・解除の選択権を持ちます。履行がされれば消費者側の債権は財団債権(共益債権)として保護されますが、契約が解除されれば消費者の損害賠償債権は破産債権(再生債権)にとどまります。例えば、**事例2**の塾の破産のケースでは、管財人が事業譲渡等を前提に契約の履行を選択すれば、授業を受ける権利は財団債権となり、そのままサービスを受けることができます。一方、管財人が契約を解除してしまえば、前払授業料の残額は損害賠償債権として破産債権となり、結果としてほとんど戻ってこないことになり、大きな差異をもたらします。

最後に、最大の問題として、十分な配当のための財団がないこと、また消費者の債権の優先順位が低いことが挙げられます。特に**事例1**のような事案では、多くの場合、財政的に手遅れの状態になってから事業者の破産手続が開始することになるため、破産財団は非常に貧弱なものとなり、消費者への配当はほとんどゼロに近いものにならざるを得ません。場合によっては、手続費用すら払えなくなり、破産手続が廃止に

至る事案も少なくありません。仮に破産財団が一定程度形成されたとしても、優先する財団債権(労働債権や租税債権)のため、一般債権である消費者の債権まで配当が回ってこないことも多いのです。その意味で、実際に破産手続の中で消費者が被害を回復できることは期待薄という場合が多いこととなります。

### ● 倒産への消費者の備え

事業者には債権を有する消費者の選択肢としては、訴訟+個別執行がありますが、事業者の隠し財産等の探知には限界があります。それに対し、破産手続によれば、管財人の財産調査によって財産が発見できることは一定程度期待できます。また、個別執行は早い者勝ちであり、出遅れた消費者との関係では不公平になります(個々の消費者としては、できるだけ早い対応が期待されるが、それは全体として不公平をもたらすというジレンマに陥る)。その意味で、債権者間で公平を確保できる破産手続の早期開始が最も望ましいのです。しかし、破産手続を消費者側から起動させることは、前に述べたように、困難を伴うので、国による破産手続開始申立権の議論が行われることとなります。金融機関の破産については金融庁の申立権が既に認められていますが、悪質商法の事案などでは、消費者庁への申立権の付与が引き続き検討されている<sup>ゆえん</sup>所以です。

その意味で、倒産への消費者の備えとしては、何といても詐欺的な事業者には引っかからないことが最も重要ですが、通常取引においても、事業者には信用を供与する取引(前払い)を行う場合には、常に相手方の資産状況について慎重な情報収集が必要です。旅行業など一定の業種については、営業上の供託措置がありますが、それも必ずしも十分な水準ではありません。立法論としては、消費者の債権の優先順位の引上げや前記のような営業供託制度の拡充等があり得るものの、実現はなかなか困難であり、やはり消費者が自分で自分の身を守ることが肝要でしょう。